



県章

滋賀県公報

令和4年(2022年)
3月18日
第292号
金曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次

○ 告 示

都市計画事業の変更の認可(下水道課、都市計画課).....	1
通知の相手方が知れない保安林の指定施業要件の変更に係る掲示の要旨(森林保全課).....	2
国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の規定に基づき令和4年度において知事が定める数 (医療保険課).....	2
牛のヨーネ病検査の実施(畜産課).....	3
牛の牛海綿状脳症の発生の状況等を把握するための検査の実施(畜産課).....	3
牛のアカバネ病、チュウザン病およびアイノウイルス感染症検査の実施(畜産課).....	3
鶏の家きんサルモネラ症検査の実施(畜産課).....	3
道路区域の変更(道路保全課).....	4
道路の供用開始(道路保全課).....	4
都市計画の変更(都市計画課).....	5
河川区域の廃止による廃川敷地等(流域政策局).....	5
<h3>○ 公 告</h3>	
大規模小売店舗の変更の届出の公告(中小企業支援課).....	5
大津湖南都市計画日枝土地区画整理事業(2、3工区)換地処分公告(都市計画課).....	6
都市計画変更の図書の写しの縦覧公告(都市計画課).....	6

告 示

滋賀県告示第102号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定に基づき、令和3年滋賀県告示第218号で認可した大津湖南都市計画下水道事業の事業計画の変更を令和4年3月18日に認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和4年3月18日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 施行者の名称 湖南市
- 2 都市計画事業の種類および名称 大津湖南都市計画下水道事業 湖南市公共下水道
- 3 事業施行期間 昭和55年2月29日から令和8年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収容の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 昭和55年滋賀県告示第84号、昭和59年滋賀県告示第317号、昭和61年滋賀県告示第17号、昭和61年滋賀県告示第101号、昭和63年滋賀県告示第125号、平成元年滋賀県告示第242号、平成2年滋賀県告示第118号、平成3年滋賀県告示第430号、平成3年滋賀県告示第609号、平成7年滋賀県告示第118号、平成7年滋賀県告示第304号、平成9年滋賀県告示第637号、平成10年滋賀県告示第167号、平成12年滋賀県告示第646号、平成15年滋賀県告示第169号、平成16年滋賀県告示第536号、平成18年滋賀県告示第247号、平成21年滋賀県告示第230号、平成22年滋賀県告示第246号、平成24年滋賀県告示第152号、平成28年滋賀県告示第117号、平成29年滋賀県告示第158号および令和3年滋賀県告示第218号の事業地のうち湖南市岩根字ワンワン山および字焼尾、下田字高松、高松町、夏見字八十田、字大勢、字ニッ橋、字円満堂、字上五反田、字下五反田、字上宿立および字下宿立、石部口三丁目、石部南五丁目、石部緑台一丁目、石部緑台二丁目、北山台一丁目、北山台二丁目、サイドタウン一丁目、サイドタウン三丁目ならびにサイドタウン四丁目を変更し、同市下田字長谷、日枝山手台一丁目、朝国字南平、字

中田および字窪、岩根字鰐ヶ谷、字外開および字徳行、夏見字柳ノ内、字下柳および字一本木、針字六ノ坪、宝来坂四丁目、菩提寺北六丁目ならびに菩提寺字笹尾ヶ嶽を加える。

滋賀県告示第103号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定に基づき、平成29年滋賀県告示第67号で認可した彦根長浜都市計画道路事業の事業計画の変更を令和4年3月18日に認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和4年3月18日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 施行者の名称 彦根市
- 2 都市計画事業の種類および名称 彦根長浜都市計画道路事業 都市計画道路3・4・108号松原町大黒前鴨ノ巣線
- 3 事業施行期間 平成29年2月8日から令和7年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 なし

滋賀県告示第104号

令和3年滋賀県告示第564号で告示した保安林の指定施業要件の変更について、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第33条第6項において読み替えて準用する同条第3項の規定により、当該森林の所有者にそれぞれ通知したが、次に掲げる森林については、その相手方が知れないので、同法第189条の規定により、当該通知の内容を長浜市役所の掲示場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和4年3月18日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林のうち通知の相手方が知れない部分の所在場所 長浜市高月町唐川字涌出山967-7、976、977、992、1013、1014、1060、高月町西野字瀧ヶ谷2414から2416まで、湖北町伊部字小谷山643-2、643-4、644-21、644-46、644-49、644-68、644-71、644-81、644-122、644-123、645-9、645-10、645-13、645-18、645-19、645-23、小谷上山田町字小谷山1606-43、1606-99、1606-126、1606-140、1606-203、1606-241、1606-245、1607-35、1607-48、1607-121、1607-122、1607-125、1606-259、1606-260、小谷郡上町字小谷山573-5、573-15、573-23、573-43、573-50、573-51、573-53、573-59、573-71、573-79、573-80、573-89、573-96、573-151、576-101、576-138、田川町字堂ノ前205、字野神尾565、字中尾580、582、583、字元山600、601-1から601-3まで、602、603、字北山626、642-1、字場ヶ谷647、字荘谷664、664-1、664-2、字打越676、680-1、字早谷口849-1、字早谷856-1、856-2、869-1、野瀬町字釈神238-1、239、239-1、242-1、265、265-1、267、270、270-1、270-2
- 2 通知の内容の要旨 令和3年滋賀県告示第564号のとおり

滋賀県告示第105号

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令(昭和34年政令第41号。以下「政令」という。)の規定に基づき、次の表の左欄に掲げる係数等の区分に応じて令和4年度における知事が定める数は、それぞれ同表の右欄に定めるものとする。

令和4年3月18日

滋賀県知事 三日月 大造

政令第9条第3項により定める医療費指数反映係数	零
政令第9条第5項により定める一般納付金所得係数	0.9913081409164
政令第9条第8項により定める一般納付金基礎額調整係数	0.9999999995742
政令第9条第9項により定める一般納付金被保険者均等割指数	0.7
政令第10条第3項により定める後期高齢者支援金等納付金所得係数	0.9859640090223
政令第10条第6項により定める後期高齢者支援金等納付金基礎額調整係数	0.9999999987427
政令第10条第7項により定める後期高齢者支援金等納付金被保険者均等割指数	0.7
政令第11条第3項により定める介護納付金納付金所得係数	0.9662676702823

政令第11条第6項により定める介護納付金納付金基礎額調整係数	0.99999999588
政令第11条第7項により定める介護納付金納付金被保険者均等割指数	0.7

滋賀県告示第106号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条の規定に基づき、牛のヨーネ病の検査を次のとおり実施する。
令和4年3月18日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 実施の目的 ヨーネ病発生予防のため
- 2 実施の対象となる家畜の種類および範囲
 - (1) 搾乳の用に供し、または供する目的で飼育している雌牛
 - (2) 繁殖の用に供し、または供する目的で飼育している雌牛
 - (3) 種付けの用に供し、または供する目的で飼育している雄牛
 - (4) 前3号の牛と同一施設内で飼育している牛
 - (5) 家畜保健衛生所長が指定する牛
- 3 検査の方法 予備的抗体検出法およびリアルタイムPCR法
- 4 実施の期日および実施する区域
 - (1) 期日 令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間において、家畜保健衛生所長が指定する日
 - (2) 区域 甲賀市（旧水口町、旧土山町、旧信楽町）、近江八幡市、長浜市（旧西浅井町）、高島市（旧今津町、旧朽木村）

滋賀県告示第107号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条の規定に基づき、牛の死体の所有者に対し、当該死体について、牛海綿状脳症の発生の状況等を把握するための検査を次のとおり実施する。
令和4年3月18日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 実施の目的 牛海綿状脳症の発生および動向を把握するため
- 2 実施の対象となる家畜の種類および範囲 牛海綿状脳症対策特別措置法（平成14年法律第70号）第6条第1項に基づく届出の対象となる牛であって、家畜保健衛生所長が指示するもの
- 3 検査の方法 家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林水産省令第35号）第9条第2項に定める方法による。
- 4 実施の期日および実施する区域
 - (1) 期日 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
 - (2) 区域 県内全域

滋賀県告示第108号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条の規定に基づき、牛のアカバネ病、チュウザン病およびアイノウイルス感染症の検査を次のとおり実施する。
令和4年3月18日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 実施の目的 アカバネ病、チュウザン病およびアイノウイルス感染症
- 2 実施の対象となる家畜の種類および範囲 実施する区域で飼育されている牛（未越夏牛）であって、家畜保健衛生所長が指定する牛
- 3 検査の方法 臨床検査および血清学的検査（中和試験法）
- 4 実施の期日および実施する区域
 - (1) 期日 令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間において、家畜保健衛生所長が指定する日
 - (2) 区域 県内全域

滋賀県告示第109号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条の規定に基づき、鶏の家きんサルモネラ症の検査を次のとおり実施する。
令和4年3月18日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 実施の目的 家きんサルモネラ症予防のため
- 2 実施の対象となる家畜の種類および範囲 種鶏および種鶏候補鶏
- 3 検査の方法 急速凝集反応法
- 4 実施の期日および実施する区域
 - (1) 期日 令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間において、家畜保健衛生所長が指定する日
 - (2) 区域 蒲生郡日野町

滋賀県告示第110号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次の道路の区域を変更する。

この関係図面は、令和4年3月18日から令和4年4月1日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和4年3月18日

滋賀県知事 三日月 大造

道路の種類	路線名	道路の区域				
		区間	変更の前後の別	敷地の幅員	延長	備考
県道	大津能登川長浜線	大津市瀬田一丁目字北浦1155番から	変更後	最小 14.8m	24.3m	道路改良工事に伴う道路区域の変更
		大津市瀬田一丁目字北浦1155番地先まで		最大 18.3m		
		大津市瀬田一丁目字北浦1155番地先から	変更前	最小 14.0m		
		大津市瀬田一丁目字北浦1155番地		最大 14.0m		
	中河内木之本線	長浜市余呉町中河内字山端1445番1地先から 長浜市余呉町中河内字カソ谷1096番1地先まで	変更後	最小 7.7m	1130.0m	旧道区間の長浜市への移管(令和4.4.1)に伴う道路区域の変更 なお、現道の供用は従前のおり
			変更前	最小 7.7m		
最小 5.0m				976.2m		
		最大 18.8m				

滋賀県告示第111号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

この関係図面は、令和4年3月18日から令和4年4月1日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和4年3月18日

滋賀県知事 三日月 大造

路線名	供用開始の区間	供用開始の年月日	備考
大津能登川長浜線	大津市瀬田一丁目字北浦1155番地先から 大津市瀬田一丁目字北浦1155番地先まで	令和4.3.19	L=24.3m

滋賀県告示第112号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき大津湖南都市計画ごみ処理場(産業廃棄物処理施設)を次のとおり変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき告示し、同条第2項の規定に基づき当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和4年3月18日

滋賀県知事 三日月 大造

- 都市計画の種類 大津湖南都市計画ごみ処理場(産業廃棄物処理施設) 1号 産業廃棄物処理場
- 都市計画を変更する土地の区域 大津市大石中町字休場、字大谷、字猿尻
- 図書の縦覧場所 滋賀県土木交通部都市計画課 大津市京町四丁目1番1号
滋賀県大津土木事務所管理調整課 大津市松本一丁目2番1号

滋賀県告示第113号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令(昭和40年政令第14号)第49条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、滋賀県土木交通部流域政策局および滋賀県甲賀土木事務所に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和4年3月18日

滋賀県知事 三日月 大造

- 河川の名称 淀川水系一級河川由良谷川
- 廃川敷地等が生じた年月日 令和4年3月18日
- 廃川敷地等の位置 湖南市針字西浜台59番52、字浜台40番4、54番3、字井戸145番2、145番3、145番4、145番5、146番2、147番2、166番2、195番2、215番2、字六ノ坪211番2、212番2、212番3、212番4、258番2、260番4、字橋木257番5、257番6、257番7、257番8、257番9、257番10、中央一丁目72番、中央五丁目191番
- 廃川敷地等の種類および数量 土地 11,678.22㎡

公 告

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第5号に掲げる事項の変更をしようとする旨の届出があったので公告する。

令和4年3月18日

滋賀県知事 三日月 大造

- 大規模小売店舗の名称および所在地 ビバシティ彦根 彦根市竹ヶ鼻町43番地1
- 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社平和堂 彦根市西今町1番地 代表取締役 平松正嗣 株式会社エディオン 広島県広島市中区紙屋町二丁目1番18号 代表取締役 久保允誉
- 変更しようとする事項 荷さばき施設および廃棄物等保管施設の位置
 - 変更前 届出書の添付図面記載のとおり
 - 変更後 届出書の添付図面記載のとおり
- 変更年月日 令和4年10月10日
- 変更の理由 現状の建物を建て替えることによる位置の変更
- 届出年月日 令和4年2月9日
- 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
 - 縦覧場所 滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号

彦根市産業部地域経済振興課 彦根市元町4番2号

(2) 縦覧期間 令和4年3月18日から令和4年7月19日まで

8 意見書の提出期限および提出先

(1) 提出期限 令和4年7月19日

(2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

大津湖南都市計画日枝土地区画整理事業(2、3工区)換地処分公告

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第103条第1項の規定により、大津湖南都市計画日枝土地区画整理事業(2、3工区)について換地処分があった。

令和4年3月18日

滋賀県知事 三日月 大 造

都市計画変更の図書の写しの縦覧公告

大津市が令和4年3月18日に変更した大津湖南都市計画ごみ処理場(一般廃棄物処理施設)に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき次の場所において公衆の縦覧に供する。

令和4年3月18日

滋賀県知事 三日月 大 造

図書の縦覧場所

滋賀県土木交通部都市計画課 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県大津土木事務所管理調整課 大津市松本一丁目2番1号